（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、解散命令、建設業の営業の停止命令関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、再生関係

会社その他

一〇
二
二六

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年五月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―四―二六

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第百七項の次に次の一項を加える。

108　規則一〇―三は、廃止する。（平成二十八年五月三十日施行）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○原子力規制委員会規則第六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十二条の三及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月三十日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「十日以内に」を「遅滞なく」に改め、同条第十二号にハとして次のように加える。

ハ　漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁財務省告示第四号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　岩城　光英
財務大臣　麻生　太郎

「エイビーエヌ　アムロ　トリート　二百八　ンコーポレイテッド　イ　アメリカ合衆国　イリノイ州　シカゴ市　サウス　ラサール　ス」を削り、シティバンク　ヨーロッパ　パブリック　リミテッド　カンパニーの項の次に次のように加える。

シティ　デポジタリー　サービシズ　アイルランド　リミテッド　ダブリン市　一　ノース　ウォール　クウェイ　一

○法務省告示第二百六十八号

鹿児島県大島郡和泊町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年五月三十日

法務大臣　岩城　光英

鹿児島県大島郡沖永良部島和泊町大字手々知名五十四番戸　町田　實盛

○法務省告示第二百六十九号

山梨県北杜市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年六月三十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、北杜市役所又は甲府地方法務局に照会すること。

平成二十八年五月三十日

法務大臣　岩城　光英

山梨県北巨摩郡熱見村二百六十三番戸　山本　幡平

○法務省告示第二百七十号

山口県防府市役所保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年六月三十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、防府市役所又は山口地方法務局に照会すること。

平成二十八年五月三十日

法務大臣　岩城　光英

山口縣防府市大字牟禮二百二十七番地　横田愛之祐